

**「事前出荷情報（ASN）及び入荷検収データの活用による
納品伝票レス・検品レス運用ガイドライン（version 2.5）」**

2026年3月

日用品サプライチェーン協議会
物流標準化委員会

改訂履歴

公表年月	改訂内容
2023年8月	• 初版発行 (version1.0)
2025年3月	• 入荷検収データの運用を追加 (version 2.0)
2026年3月	• 出荷梱包番号 1、2 に設定するコード体系の定義を追加 • 検品レス運用における標準的な商品受け渡しとして、「車上渡し」を追加 (version 2.5)

はじめに

- 日用品業界のメーカー、荷役・配送業務を担う物流事業者、卸売業は、業界の物流標準EDI（ロジスティクスEDI）を介した事前出荷情報（ASN）の運用を2023年8月より開始し、送信元のメーカー及び送信先の卸売業拠点を順次拡大しています。
- 「事前出荷情報（ASN）及び入荷検収データの活用による納品伝票レス・検品レス運用ガイドライン」については、ロジスティクスEDIの機能追加や運用の実態を踏まえた改訂を進め、現在は「version 2.5」としております。なお、改訂に際しては、全国化粧品日用品卸連合会と連携を図りつつ、日用品サプライチェーン協議会・物流標準化委員会における「サプライチェーン物流生産性研究会」にて検討を行いました。
- 本協議会は、今後も持続可能で生産性の高い日用品サプライチェーンの実現に向けて、流通事業者及び物流事業者等と連携・協力しつつ、納品伝票・物品受領書のペーパーレス化、検品レス化の取り組みを広く推し進めて参ります。
- 本ガイドラインが業界関係者の参考となり、物流業務の改善と労働生産性の向上に貢献できれば幸いです。

日用品サプライチェーン協議会
物流標準化委員会

日用品サプライチェーン協議会及びサプライチェーン物流生産性研究会メンバー

■ 日用品サプライチェーン協議会 会員

株式会社I-ne、旭化成ホームプロダクツ株式会社、アース製薬株式会社、エステー株式会社、牛乳石鹼共進社株式会社、クラシエ株式会社、小林製薬株式会社、サンスター株式会社、大日本除虫菊株式会社、株式会社ダリヤ、デンタルプロ株式会社、株式会社日本香堂、日本サニパック株式会社、フマキラー株式会社、ホーユー株式会社、ユニ・チャーム株式会社、ユニリーバ・ジャパン株式会社、ライオン株式会社

■ サプライチェーン物流生産性研究会 会員

(上記の日用品サプライチェーン協議会会員に加え)

愛宕倉庫株式会社、エア・ウォーター物流株式会社、株式会社エース、F-LINE株式会社、カリツ株式会社、三甲パレットレンタル株式会社、鈴与株式会社、東陽倉庫株式会社、トランコム株式会社、日本通運株式会社、日本トランスシティ株式会社、日本パレットレンタル株式会社、福山通運株式会社、株式会社プラネット、株式会社マルカミ物流、丸全昭和運輸株式会社、名鉄NX運輸株式会社、ユーピーアール株式会社

目次

I. ガイドライン策定の基本方針

II. 事前出荷情報（ASN）及び入荷検収データの活用による納品伝票レスの運用

II-1. ASN・入荷検収データ運用の全体像

II-2. ASNの運用

II-3. 入荷検収データの運用

II-4. 納品伝票レスの運用

II-5. ASN送受信トラブル時の対応

III. 検品レスの運用

III-1. 検品レスの業務標準モデル

III-2. 検品レス運用の前提条件

III-3. 出荷・納品時の確認事項と納品後の瑕疵対応

III-4. 物流品質の維持・向上取組み

I. ガイドライン策定の基本方針

メーカー・卸売業間の納品業務に係る指針策定の考え方

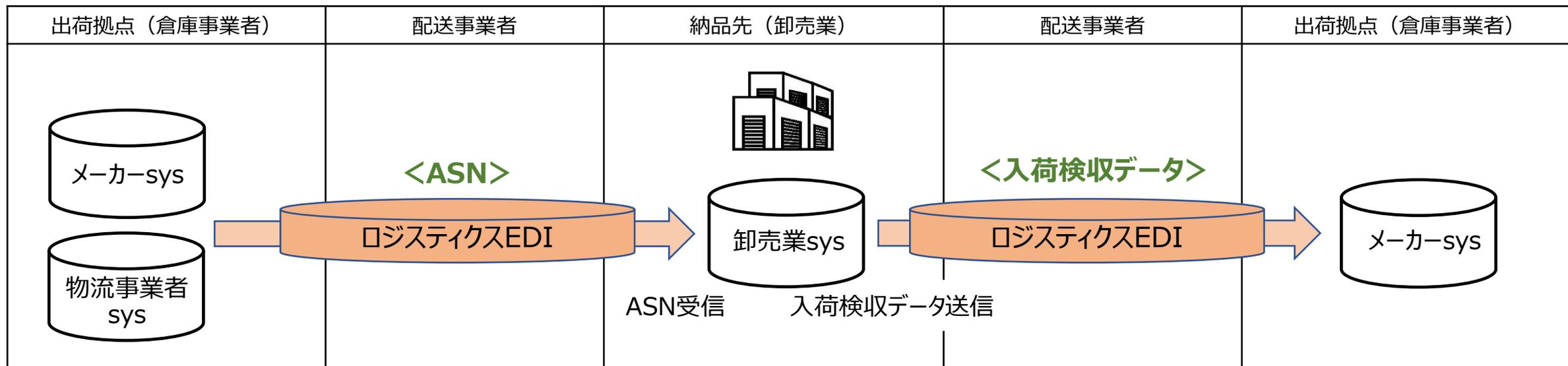
- メーカー・卸売業間の物流においては、納品待機時間や荷下ろし時間等、物流資源としてのトラック有効活用や納品ドライバーの業務負荷低減の視点から、解決すべき課題が多い。
- 現在、日用品業界では、業界情報インフラとしての物流標準EDI（以下、ロジスティクスEDI）の整備が進み、ロジスティクスEDIの機能である「事前出荷情報（以下、ASN）」及び「入荷検収データ」を活用した卸売業納品業務の改善に取り組んでいる。
- 今後、ASN及び入荷検収データを活用した納品・荷受け業務効率化の実効を上げるためには、メーカー・卸売業に物流事業者を加えた三者間で物流サービス基準を明確にするとともに、荷受け時の「検品レス」運用を含めた業務の標準化を進めることが必要である。
- 当ガイドラインでは、日用品業界におけるメーカー・卸売業間の納品業務プロセス標準化の一環として、「納品伝票レス・検品レス」運用の業務・取引の指針を定める。

Ⅱ. 事前出荷情報（ASN）及び入荷検収データの活用による 納品伝票レスの運用

II-1. ASN及び入荷検収データ運用の全体像

- メーカー（※1）は卸売業（※2）に対して、株式会社プラネットの運営する日用品業界・物流標準EDI（以下、「ロジスティクスEDI」）により、「ASN」を送信する。
 - 卸売業（※2）は、納品された商品受領の証として、「ロジスティクスEDI」により、「入荷検収データ」をメーカーに返送する。
- ※1 メーカーが出荷業務を委託する物流事業者を含む
- ※2 発注元である卸売業から在庫預託を受けた卸売業、拠点運営3PL、小売業センターを含む。

【ロジスティクスEDIによるASN及び入荷検収データ送信のイメージ図】



Ⅱ-2. ASNの運用

ASNの仕様

- ASNについては、送信する納品情報の粒度（付加するデータ属性）等により、以下の仕様（バージョン）に分類する。

バージョン	内容	ASNデータ項目
ASN1.0	<ul style="list-style-type: none">伝票（納品案内書）レスを主目的に「日別出荷元別納品先別」の明細を卸売業に通知する。	<ul style="list-style-type: none">「出荷梱包番号1」及び「出荷梱包番号2」に値が設定されていない。
ASN2.0	<ul style="list-style-type: none">伝票（納品案内書）レスや納品時の作業効率化のために「日別出荷元別納品先別車両識別コード別」の明細を卸売業に通知する。	<ul style="list-style-type: none">「出荷梱包番号1」に値が設定されている。
ASN3.0	<ul style="list-style-type: none">納品時の作業効率化のために「日別出荷元別納品先別車両識別コード別ユニット別」の明細を卸売業に通知する。	<ul style="list-style-type: none">「出荷梱包番号1」及び「出荷梱包番号2」に値が設定されている。

II-2. ASNの運用 ASN1.0のデータ設定

※詳細については、補助資料「ASNデータの設定方法」を参照

①車両 1台



納品日	出荷元	お届け先	商品	納品 ケース数	出荷梱包 番号 1	出荷梱包 番号 2
2025/7/24	〇〇運送 近畿事業所	卸売業 A 関西センター	洗口液 A	5 6		
2025/7/24	〇〇運送 近畿事業所	卸売業 A 関西センター	歯磨き B	1 0 8		

②複数車両



納品日	出荷元	お届け先	商品	納品 ケース数	出荷梱包 番号 1	出荷梱包 番号 2
2025/7/24	** 配送 白岡倉庫	卸売業 B 埼玉支店	子供用 紙オムツ A	1 0 8		
2025/7/24	** 配送 白岡倉庫	卸売業 B 埼玉支店	子供用 紙オムツ B	2 8		
2025/7/24	** 配送 白岡倉庫	卸売業 B 埼玉支店	大人用 紙オムツ A	5 4		

II-2. ASNの運用 ASN2.0のデータ設定 (1)

※詳細については、補助資料「ASNデータの設定方法」を参照

【メーカー単独拠点】

パターン1



メーカー A

納品日	出荷元	お届け先	商品	納品 ケース数	出荷梱包 番号 1	出荷梱包 番号 2
2025/7/24	〇〇運送 北関東倉庫	卸売業 A 埼玉支店	消臭剤 A	8 0	4933333 888888 ¹	
2025/7/24	〇〇運送 北関東倉庫	卸売業 A 埼玉支店	消臭剤 B	4 0	4933333 888888 ¹	

パターン2



メーカー B

納品日	出荷元	お届け先	商品	納品 ケース数	出荷梱包 番号 1	出荷梱包 番号 2
2025/7/24	〇〇配送 西 日本センター	卸売業 B 近畿センター	洗剤 A	1 9 2	4933333 888888 ¹	
2025/7/24	〇〇配送 西 日本センター	卸売業 B 近畿センター	洗剤 B	1 9 2	4933333 888888 ²	

☆ 出荷梱包番号 1 にセットする値は、GSIN (出荷識別番号) を標準とする。(GSINの詳細は補助資料「ASNデータの設定方法を参照」)

☆ 出荷梱包番号 2 にセットする値は、SSCC (輸送・梱包シリアル番号) を標準とする。(SSCCの詳細は補助資料「ASNデータの設定方法を参照」)

Ⅱ-2. ASNの運用 ASN2.0のデータ設定（2）

※詳細については、補助資料「ASNデータの設定方法」を参照

【メーカー共同拠点、物流事業者共同拠点】

パターン3



納品日	出荷元	メーカー	お届け先	商品	納品 ケース数	出荷梱包 番号 1	出荷梱包 番号 2
2025/7/24	□□□物流	メーカーA	卸売業B 近畿センター	消臭剤A	8 0	4977777 555555 1	
2025/7/24	□□□物流	メーカーA	卸売業B 近畿センター	消臭剤B	4 0	4977777 555555 1	
2025/7/24	□□□物流	メーカーB	卸売業B 近畿センター	トイレ用洗剤A	2 4	4977777 555555 1	
2025/7/24	□□□物流	メーカーB	卸売業B 近畿センター	目・鼻・耳ケア用品A	5 6	4977777 555555 1	

☆ 出荷梱包番号 1 にセットする値は、GSIN（出荷識別番号）を標準とする。

（共同拠点の場合、GS1事業者コードは物流事業者のコードを用いる。GSINの詳細は補助資料「ASNデータの設定方法を参照」）

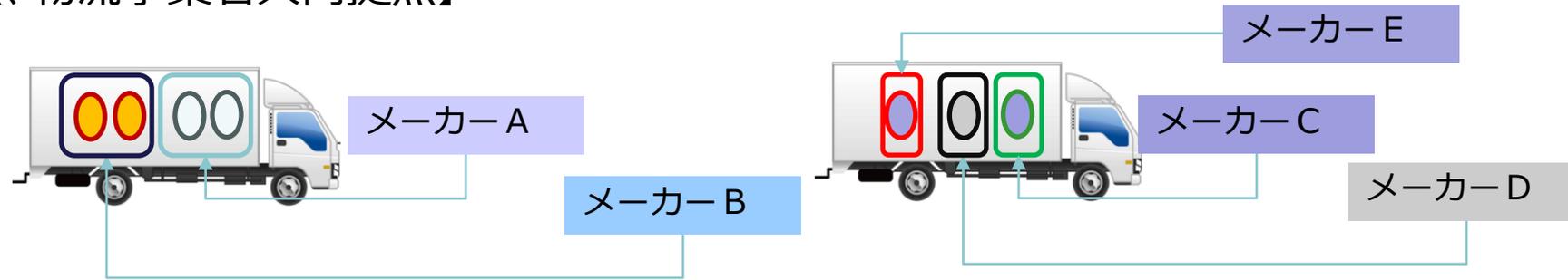
☆ 出荷梱包番号 2 にセットする値は、SSCC（輸送・梱包シリアル番号）を標準とする。（SSCCの詳細は補助資料「ASNデータの設定方法を参照」）

Ⅱ-2. ASNの運用 ASN2.0のデータ設定 (3)

※詳細については、補助資料「ASNデータの設定方法」を参照

【メーカー共同拠点、物流事業者共同拠点】

パターン4



納品日	出荷元	メーカー	お届け先	商品	納品 ケース数	出荷梱包 番号 1	出荷梱包 番号 2
2025/7/24	□□□物流	メーカーA	卸売業A近畿センター	消臭剤A	80	4977777 555555 ¹	
2025/7/24	□□□物流	メーカーA	卸売業A近畿センター	消臭剤B	40	4977777 555555 ¹	
2025/7/24	□□□物流	メーカーB	卸売業A近畿センター	トイレ用洗剤A	24	4977777 555555 ¹	
2025/7/24	□□□物流	メーカーB	卸売業A近畿センター	目・鼻・耳ケア用品A	56	4977777 555555 ¹	
2025/7/24	□□□物流	メーカーC	卸売業A近畿センター	日焼け止めA	80	4977777 555555 ²	

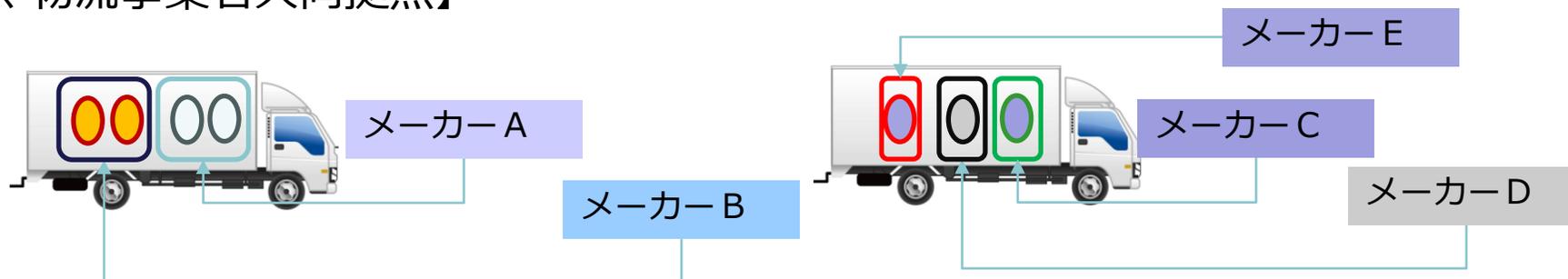
データ設定の説明は次頁に続く

II-2. ASNの運用 ASN2.0のデータ設定 (4)

※詳細については、補助資料「ASNデータの設定方法」を参照

【メーカー共同拠点、物流事業者共同拠点】

パターン4



納品日	出荷元	メーカー	お届け先	商品	納品 ケース数	出荷梱包 番号 1	出荷梱包 番号 2
2025/7/24	□□□物流	メーカーD	卸売業A近畿センター	消毒液A	40	4977777 555555 ²	
2025/7/24	□□□物流	メーカーE	卸売業A近畿センター	マスクA	24	4977777 555555 ²	

☆ 出荷梱包番号1 にセットする値は、GSIN（出荷識別番号）を標準とする。

（共同拠点の場合、GS1事業者コードは物流事業者のコードを用いる。GSINの詳細は補助資料「ASNデータの設定方法」を参照）

☆ 出荷梱包番号2 にセットする値は、SSCC（輸送・梱包シリアル番号）を標準とする。（SSCCの詳細は補助資料「ASNデータの設定方法」を参照）

Ⅱ-2. ASNの運用

ASNデータ バージョン別のデータ設定項目

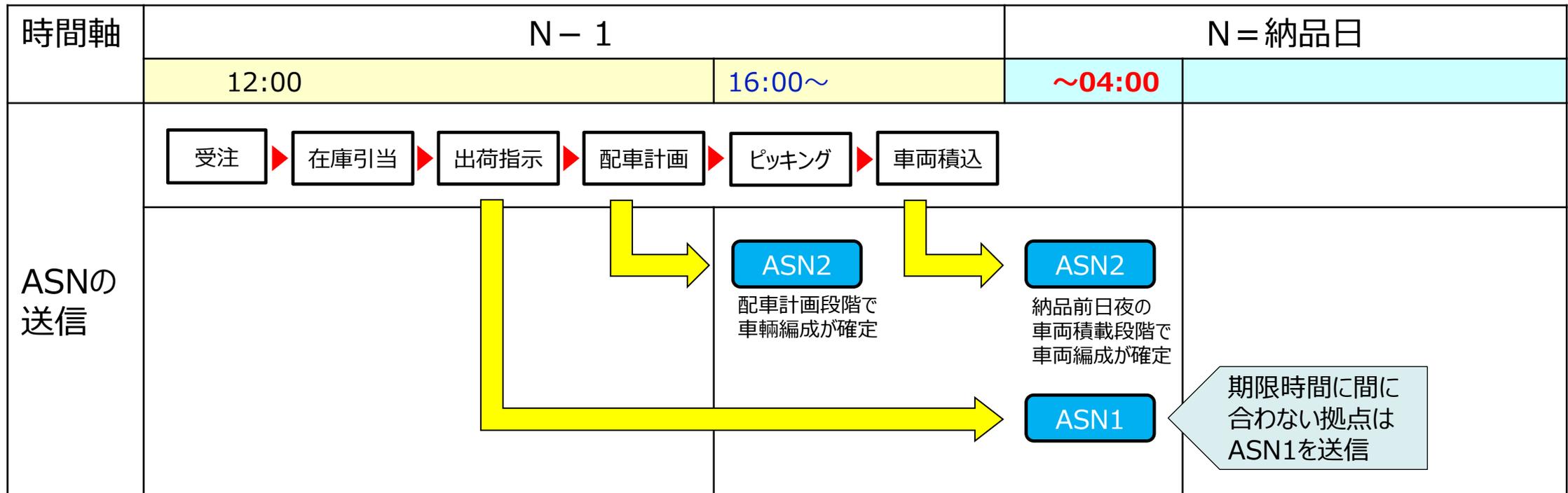
	伝票レス項目	ASN1.0	ASN2.0	ASN3.0
		日別出荷元別納品先別	日別出荷元別納品先別 車両識別コード別	日別出荷元別納品先別 車両識別コード別ユニット別
納品日	◎	◎	◎	◎
出荷元	◎	◎	◎	◎
お届け先	◎	◎	◎	◎
商品	◎	◎	◎	◎
発注番号	◎	◎	◎	◎
お届け先住所	◎	◎	◎	◎
メーカーコード	◎	◎	◎	◎
伝票番号 (メカ発番)	◎	◎	◎	◎
入数	◎	◎	◎	◎
納品数	◎	◎	◎	◎
出荷梱包番号 1			●	●
出荷梱包番号 2				●
賞味期限	△	△	△	△
パレット枚数	△	△	△	△
運転手情報	△	△	△	△

Ⅱ-2. ASNの運用

ASNの送信スケジュール

- ASNの送信スケジュールについては、納品日の午前4時までには送信することを標準とする。
※卸売業での納品受付が午前5時であることを踏まえ、納品1時間前の送信とする。
- 送信先の業務フローにより、上記時間以前に送信可能な場合はそれを妨げない。
- ASNのバージョンとしては、ASN2.0（車両識別コード付き）以上であることが望ましいが、送信期限時間までに生成が困難な場合はASN1.0（車両識別コードなし）を送信する。

【出荷元業務フローとASN送信のイメージ図】



Ⅱ-3. 入荷検収データの運用 入荷検収データの仕様

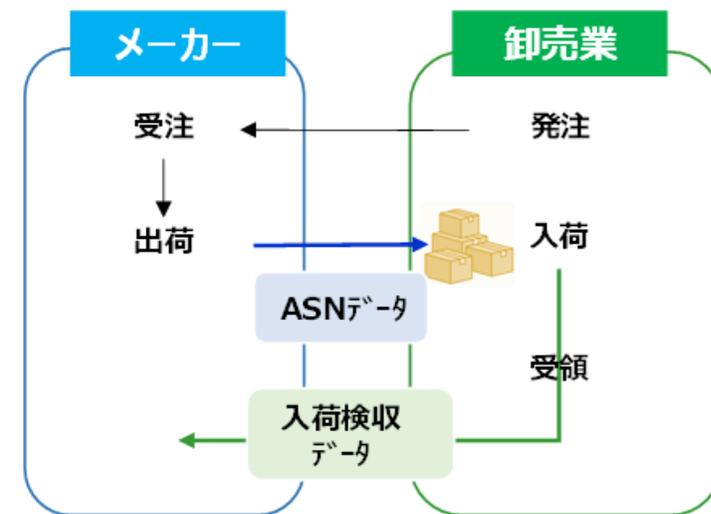
- 入荷検収データはASNデータをベースにターンアラウンドする。
※卸売業はASNデータの設定値はそのままに、受領ケース数を設定する。

ASNデータ

納品日	出荷元	お届け先	商品	納品 ケース数
2025/5/25	〇〇配送米原事業所	〇〇卸売業 大阪C	洗口液	56
2025/5/25	〇〇配送米原事業所	〇〇卸売業 大阪C	ハミガキ	90

入荷検収データ

納品日	出荷元	お届け先	商品	納品 ケース数	受領 ケース数
2025/5/25	〇〇配送米原事業所	〇〇卸売業 大阪C	洗口液	56	56
2025/5/25	〇〇配送米原事業所	〇〇卸売業 大阪C	ハミガキ	90	72



数量差異理由は区分や
コメントで設定可能

Ⅱ-3. 入荷検収データの運用

入荷検収データの仕様

- ASNの「納品ケース数」と「受領ケース数」が異なる場合は、修正要因として、「検収差異区分」のコードを入力して返信する。
- 加えて、必要に応じて検収差異の内容等について文字情報を入力して返信する。

◇入荷検収データ仕様モデル

納品日	出荷元	お届け先	商品	納品 ケース数	受領 ケース数	検収差異 区分	検収差異内容 (漢字)
2025/5/25	〇〇配送米原事業所	〇〇卸売業 大阪C	洗口液	56	56		
2025/5/25	〇〇配送米原事業所	〇〇卸売業 大阪C	ハミガキ	90	72 ^①	②	③

◇検収差異区分

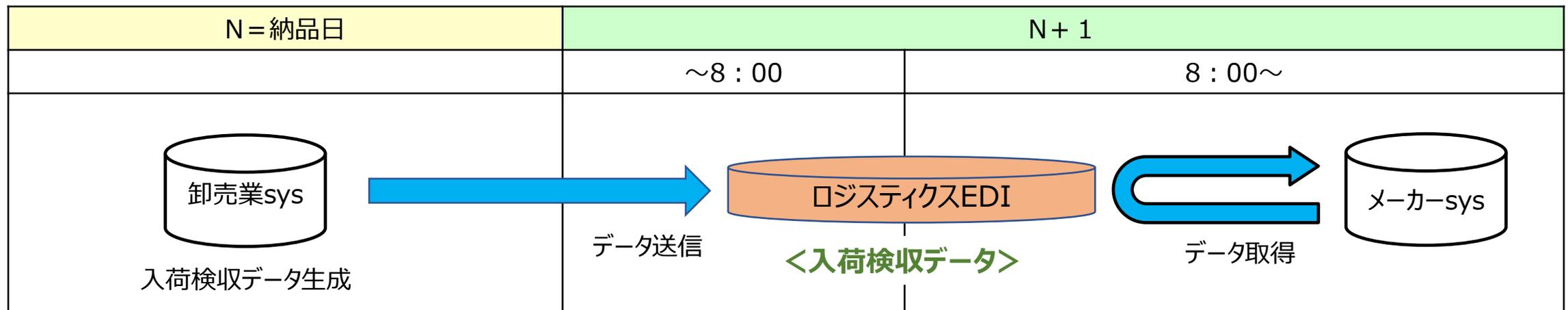
『00』：差異なし 『01』：数量違い 『02』：期限情報違い 『03』：数量違い&期限情報違い 『04』：汚破損 『05』：汚破損&数量違い
『06』：汚破損&期限情報違い 『07』：汚破損&数量違い&期限情報違い 『08』：商品違い 『09』：商品違い&数量違い
『10』：商品違い&期限情報違い 『11』：商品違い&数量違い&期限情報違い 『12』：商品違い&汚破損 『13』：商品違い&汚破損&数量違い
『14』：商品違い&汚破損&期限情報違い 『15』：商品違い&汚破損&数量違い&期限情報違い 『99』：その他

Ⅱ-3. 入荷検収データの運用

入荷検収データの送信スケジュール

- 入荷検収データの送信スケジュールについては、[納品日翌日 (N+1) の午前8時] までに送信する。
※納品翌日の午前8時にメーカーがデータ取得出来るように送信する。(営業日で計算)
- なお、トラブル等で送信が遅れる場合は、送信先メーカーと送信時間について協議する。
- 入荷検収データは送信されたASNの1データに対して1回のみ送信(返信)とする。(上書きなし)
- ASNで送信した納品ケース数と受領ケース数が異なる場合の送信スケジュールについては、別途とする。
※「Ⅱ-2. 入荷検収データの運用 納品瑕疵時の対応」において示す。

【出荷元業務フローとASN送信のイメージ図】



Ⅱ-3. 入荷検収データの運用 納品瑕疵時の対応

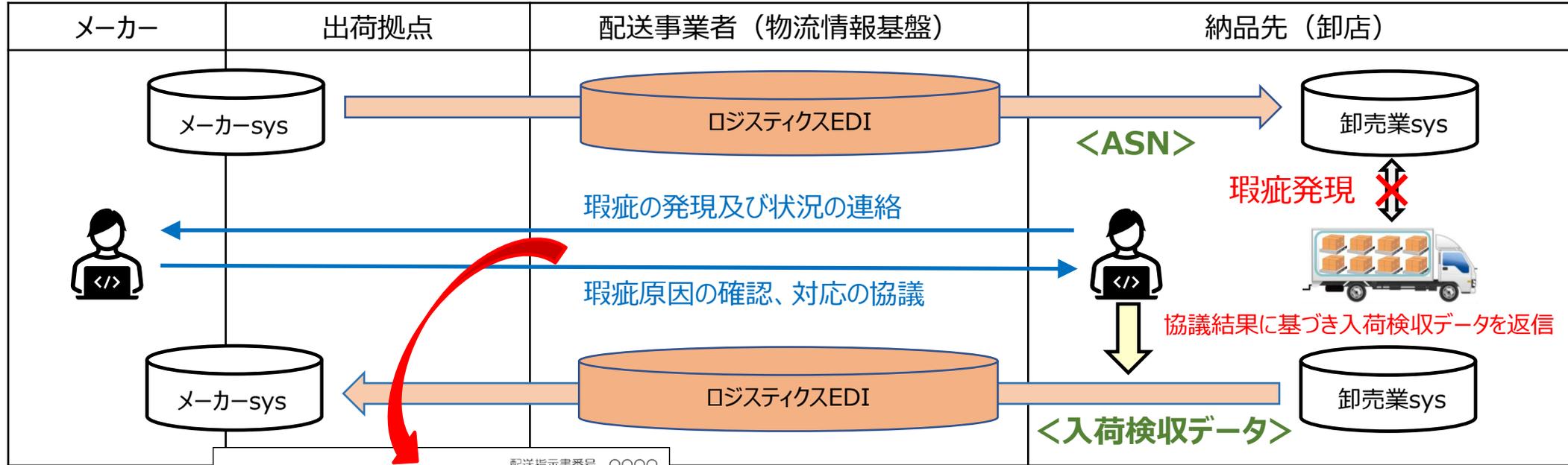
- 納品時に瑕疵が発現した場合には、卸売業から瑕疵の発現及び瑕疵の状況についてメーカーへ連絡を入れ、瑕疵原因の確認及び瑕疵対応について協議する。
- 瑕疵原因の確認及び瑕疵対応について、メーカーとの合意結果に基づき、卸売業は入荷検収データを策定し、メーカーに返信する。

瑕疵内容	瑕疵対応（メーカー・卸売業の合意）	入荷検収データ等の対応	発注/ASN
汚破損、数量不足 ※品名違いを含む	当日もしくは翌日等に不足分の追送を行う旨を確認の上、データ修正を行わない場合	追送が完了後に「検収差異なし」として、入荷検収データを送信する	再発注なし 再ASN送信なし
	納品指定日に不足する分を一旦欠品扱いし、改めて配送する場合	該当する検収差異区分コード及び不足分を差し引いた「受領ケース数」を入力し、入荷検収データを送信する	再発注の要否は協議 再ASN送信あり
	該当発注分について、不足分を除いた数量で仕入を確定する場合	該当する検収差異区分コード及び不足分を差し引いた「受領ケース数」を入力し、入荷検収データを送信する	再発注なし 再ASN送信なし
数量過剰 ※品名違いを含む	当日もしくは翌日等に過剰分を引き取る場合	「検収差異なし」として、入荷検収データを送信する	再発注なし 再ASN送信なし
	過剰分を卸売業が仕入する場合	該当する検収差異区分コード及び過剰分を加算した「受領ケース数」を入力し、入荷検収データを送信する	追発注あり 再ASN送信なし

- 納品瑕疵が発現した場合は原因確認及び対応協議に要する時間を考慮し、入荷検収データの送信期限を「納品日+3日（営業日）の午前8時」までとする。なお、トラブル等で送信が遅れる場合は、送信先メーカーと送信時間について協議する。

Ⅱ-3. 入荷検収データの運用 納品瑕疵時の対応

【対応の業務フロー図】



配送指示書 配送指示書番号 0000

納品日: YY/MM/DD
 お届先: 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
 (株) 〇〇 〇〇センター
 電話番号: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受領印

配送事業者(拠点)名: 〇〇運輸株式会社〇〇営業所
 業務員名: 〇〇〇〇
 車番: 〇〇〇〇
 車両識別コード: 〇〇〇〇

荷主名	ケース	バラ	重量(容積)	備考
〇〇株式会社				

メモ

ケース数量 1200→1199
 品名*** △1ケース (100CS→99CS)

納品瑕疵対応（メーカー・卸売業の協議結果）に関して、出荷拠点等への連絡事項がある場合は「配送指示書」のメモ欄等を使用する。（手書き対応）

<連絡事項の内容例>

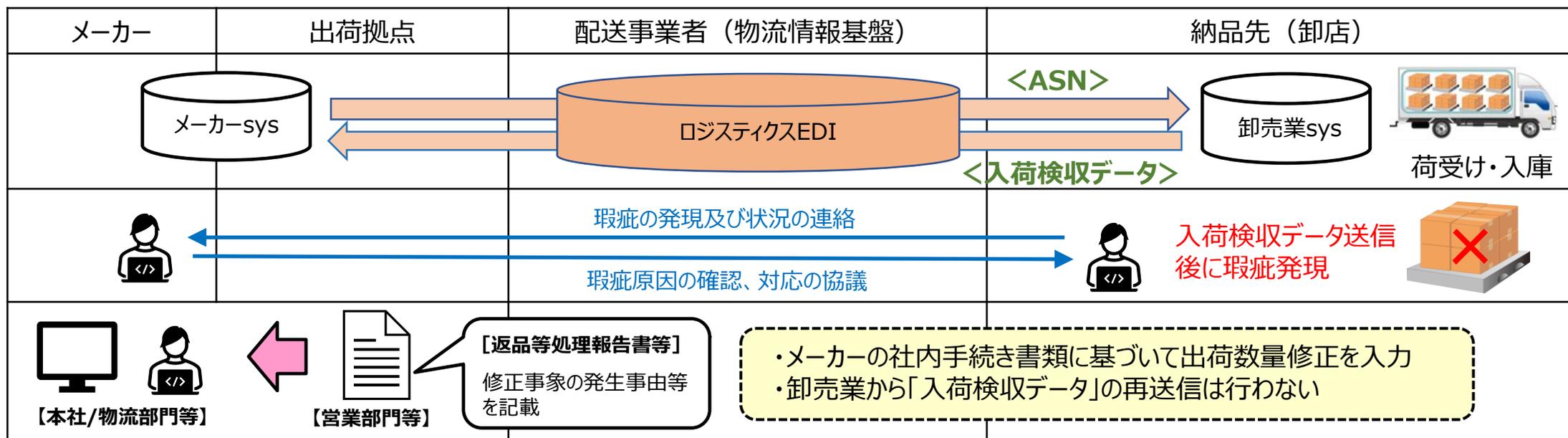
- 追送、引き取り等の対応連絡
- 納品数量の訂正（入荷検収データで「納品ケース数」と異なる「受領ケース数」を送信する場合）

II-3. 入荷検収データの運用

納品瑕疵時の対応 [入荷検収データ送信後に発現した瑕疵への対応]

- 入荷検収データの送信後に、発現した瑕疵については、卸売業から瑕疵の発現及び瑕疵の状況についてメーカーへ連絡を入れ、瑕疵原因の確認及び瑕疵対応について協議する。
※納品後の瑕疵について、メーカー・卸売業間で取り決めがある場合はそれに従う。
- 納品後の瑕疵申し出については、原則納品後3日（営業日）以内とする。（発現の状況によっては別途協議とする）
- 原因調査の結果、メーカー側で納品数量修正が必要な場合には、返品対応等に準じた手続きにより出荷、在庫、売上等の修正処理を行う。なお、本件の修正について入荷検収データの再送信は行わない。

【対応の業務フロー図】

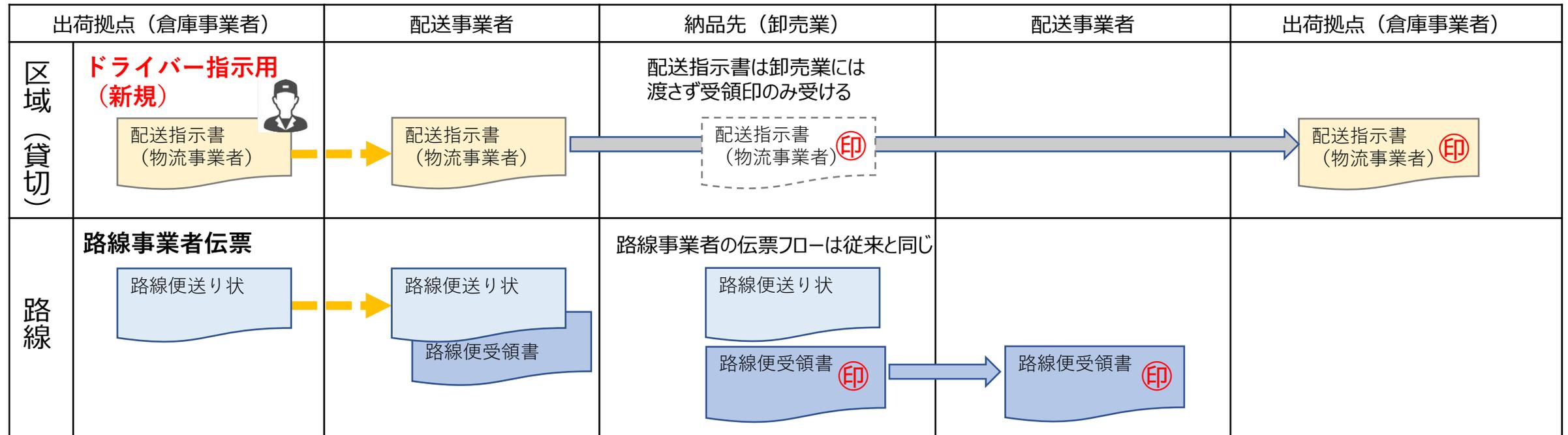


Ⅱ-4. 納品伝票レスの運用

納品伝票レス運用の基本形

- ASNの送信により、納品案内書等のメーカー指定伝票は原則全て廃止する。
- 一方で、ドライバーに対する配送指示のため、必要に応じて別途「配送指示書」を発行する。当該「配送指示書」は卸売業に渡さず、受領印を受けて発拠点に持ち帰る。
- 路線便を利用した配送において、路線便事業者指定伝票（送り状等）を使用している場合には、新に「配送指示書」を発行せずに、従前の路線便事業者指定伝票のみに基づいて配送する。

【メーカー指定伝票（納品伝票）レスの運用イメージ図】



Ⅱ-4. 納品伝票レスの運用 「配送指示書」（ドライバー指示用）の運用

1. 配送指示書の発行

- 荷主別、届け先別、配送車両別（※1）に配送指示書を発行する。
- 共同配送等において同一車両に複数荷主を積載する場合も同様とする。

※1 ASN2.0（車両識別コード付き）の場合は原則として車両別に「配送指示書」を発行する。
ASN1.0（車両識別コードなし）において、「配送指示書」が一枚に集約される場合には、必要に応じて車両別の「分票」発行等の対応を行う。（「分票」の書式は任意とし、本票のコピーも可）

2. 配送指示書の記載内容

配送情報	必須事項	納品日、お届け先（住所、名称、電話番号）、配送事業者（拠点名）、車両識別コード（ASN2.0の場合）
	任意事項	配送指示書番号、車番、発注番号
荷物情報	必須事項	荷主名、ケース数量、バラ数量（該当する場合）
	任意事項	重量、容積、その他留意事項

Ⅱ-4. 納品伝票レスの運用 「配送指示書」(ドライバー指示用)の運用

【配送指示書フォーマット例】

配送指示書		配送指示書番号 〇〇〇〇		
納品日：YY/MM/DD				
お届け先：〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				
(株)〇〇 〇〇センター				
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
配送事業者(拠点)名：〇〇運輸株式会社〇〇営業所				
乗務員名：〇〇〇〇				
車番：〇〇〇〇				
車両識別コード：〇〇〇〇				
荷主名	ケース	バラ	重量(容積)	備考
〇〇株式会社				
メモ				



- 納品先にて受領印を受ける。
- 伝票は納品先に渡さず、出荷拠点へ持ち帰る。

- <メモ欄使用例>
- 売上情報との紐付けが必要な場合は発注番号等を記載
 - ドライバーへの指示事項、留意事項を記載
 - 納品齟齬が発生した場合の訂正情報(数量、品名)を記載(手書き対応)

Ⅱ－４．納品伝票レスの運用

配送業務用・補助帳票（納品明細リスト）の運用

1. 同一車両で複数お届け先に配送する場合

- 同一車両にて複数届け先へ納品する場合において、ドライバーが荷下ろし時に商品を確認する必要がある場合は「納品明細リスト」を発行する。
- 「納品明細リスト」はドライバー作業用のため、書式は問わない。

2. 地方のエリア中継地を経由して配送する場合

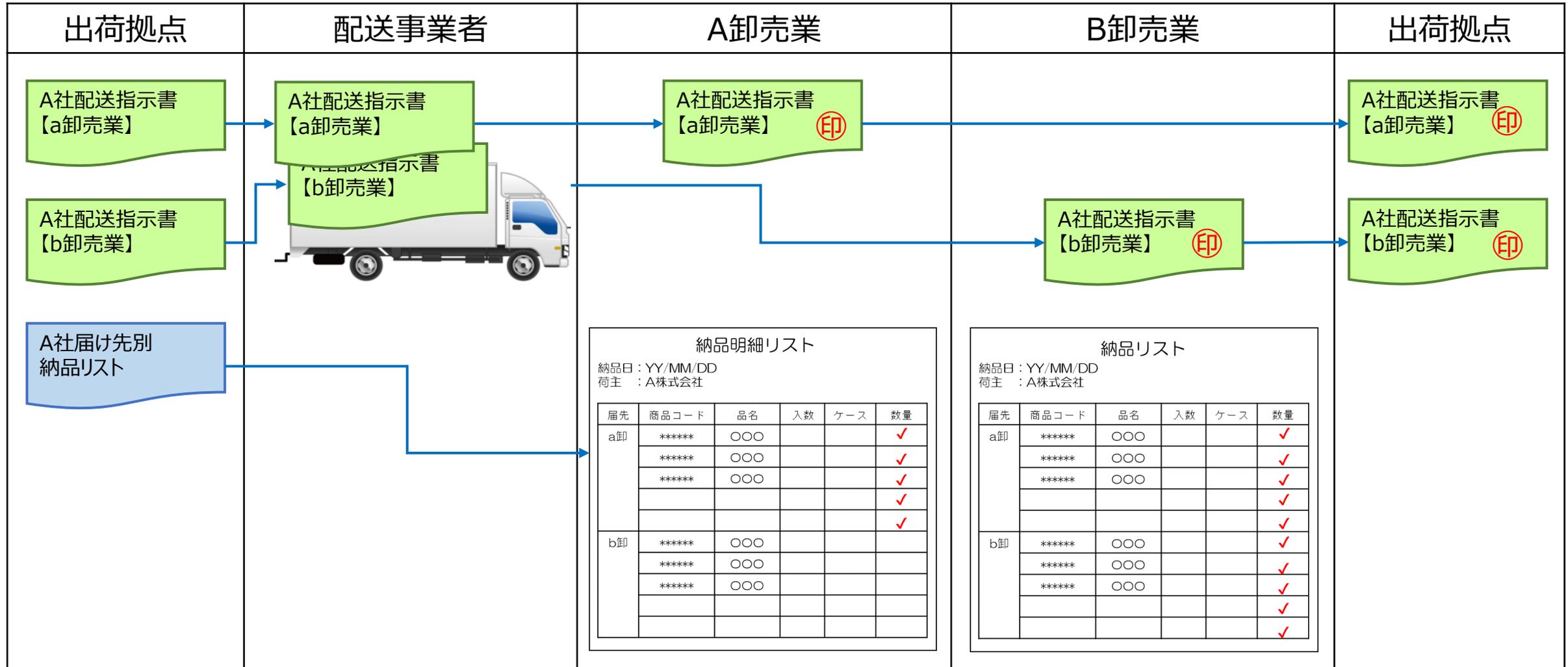
- 遠隔地への納品において、エリア中継地へ商品をまとめて送り、中継地にて届け先別車両へ積み替える場合に仕分け用の「納品明細リスト」を発行する。
- 「納品明細リスト」はドライバー作業用のため、書式は問わない。
- 「納品明細リスト」は発拠点で発行する場合と、中継地へデータ送信し、中継地で発行する場合がある。

※納品リストの電子化について

上記 1、2 のいずれについても作業用情報であるため、紙媒体に拘ることなく、電子デバイスの活用も促進する。

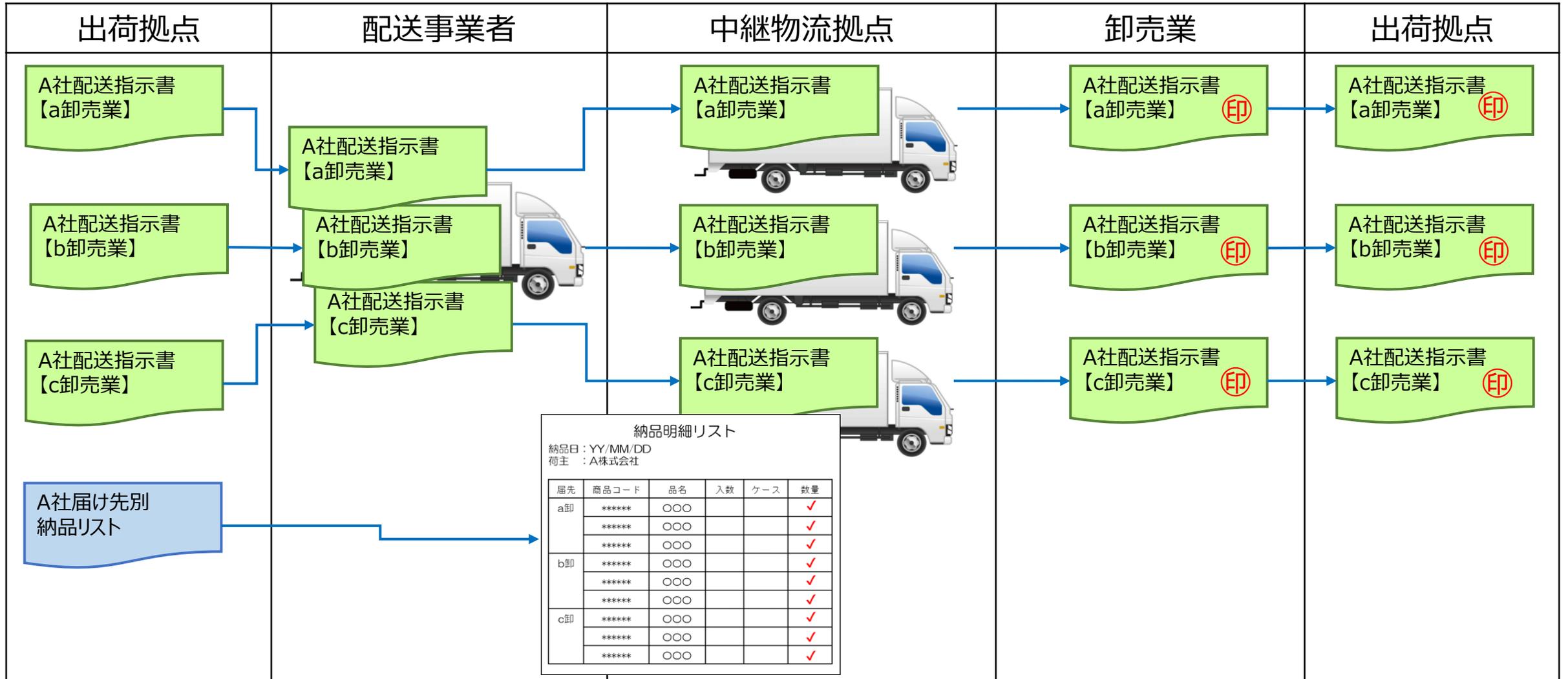
Ⅱ-4. 納品伝票レスの運用 配送業務用・補助帳票（納品明細リスト）の運用

【同一車両で複数お届け先に配送する場合のイメージ図】



Ⅱ-4. 納品伝票レスの運用 配送業務用・補助帳票（納品明細リスト）の運用

【地方のエリア中継地を経由して配送する場合のイメージ図】



Ⅱ-4. ASN送受信トラブル時の対応 想定するASN送受信トラブルのケース

- 本ガイドラインで緊急対応策を示すASNトラブルについては、受注情報を受け取れて、且つ物理的な出荷・配送が可能な状況において、ASN送信（受信）が不可なケースが検討対象。
- 具体的な想定としては、以下のとおり。
 - ① 発側システムでのASN生成が不可のケース
 - ② 発側システムからロジスティクスEDIへの接続が不可のケース
 - ③ ロジスティクスEDIでの送信が不可のケース
 - ④ 着側システムでASN受信が不可のケース

【想定する災害等のリスクと緊急対応策の対象ケース】

障害対象		想定リスク	ガイドラインの対象とするケース
物流拠点		建屋・マテハンの損壊、停電等	出荷が可能
輸配送手段		道路の不通等	車両運行が可能
発側システム	受注	停電、システムダウン	受注が可能（EDI or FAX等）
	出荷業務指示		ピッキング、車両手配が可能
	ASN生成		ASN生成が不可もしくはEDI接続が不可
通信	EDI回線	停電、回線不通	EDI送信が不可 （但し、受注情報が他の方法で受け取れた場合）
着側システム	ASN受信	停電、システムダウン	ASN受信が不可

Ⅱ-4. ASN送受信トラブル時の対応

ASN送受信トラブル時の緊急対応策のケースと対応

ケース	出荷拠点（メーカー/物流事業者）	ロジスティクスEDI	納品先（卸売業）	緊急対応策
①ASN生成不可	<p>生成不可</p> <p>帳票印刷</p> <p>明細リスト (流用)</p>		<p>明細リスト (流用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積込み時のドライバー検品リスト等を流用 配送指示書の必須項目は記載
②ロジスティクスEDI接続不可	<p>生成</p> <p>接続トラブル</p> <p>緊急時アップロード/プラネット</p>			<ul style="list-style-type: none"> プラネットの用意する「緊急時アップロード」を活用
③ロジスティクスEDI送信不可	<p>生成</p> <p>帳票印刷</p> <p>明細リスト (流用)</p> <p>送信トラブル</p>		<p>明細リスト (流用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積込み時のドライバー検品リスト等を流用 配送指示書の必須項目は記載
④ASN受信不可	<p>生成</p> <p>受信トラブル</p> <p>緊急時ダウンロード/プラネット</p>			<ul style="list-style-type: none"> プラネットの用意する「緊急時ダウンロード」を活用

Ⅱ－４．ASN送受信トラブル時の対応

ASN送受信トラブル時の入荷検収データ送信（返信）

- 前頁におけるASN送受信トラブルの各ケースにおいて、紙媒体（明細リスト）で納品情報を伝達する以下のケースは、ターンアラウンドすべきASNが無いことから、入荷検収データも送信（返信）しない。
 - ① 発側システムでのASN生成が不可のケース
 - ③ ロジスティクスEDIでの送信が不可のケース

- 上記における納品の「受領証跡」については、「配送指示書（ドライバー指示用）」への捺印（受領印）をもって代用する。

- なお、入荷検収データにおける送受信トラブル時の対応としては、卸売業からメーカーへトラブルの状況を説明するとともに、復旧した時点で送信する。
※入荷検収データの送信タイミングについては、卸売業とメーカーで協議の上、決定する。

II-4. ASN送受信トラブル時の対応

ASN送受信トラブル時の緊急対応策のケースと対応

【明細リストのフォーマット例】

ドライバー検品リスト

納品日：YY/MM/DD
お届け先：〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
 (株)〇〇 〇〇センター
荷主名：〇〇株式会社
配送事業者名：〇〇運輸株式会社
車両識別コード：〇〇〇〇
発注番号：〇〇〇〇

商品コード	品名	入数	ケース	数量
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			
*****	〇〇〇			

- 基本的に出荷拠点におけるドライバー積込時等に用いる検品リスト（作業用帳票）を流用する
- 配送指示書としての機能を果たすため、配送指示書の必須事項※等を記載する

※納品日、届け先（住所、名称、電話番号）、
配送事業者、荷主名、車両識別コード等

※配送指示書の必須事項ではないが、ASN代替を考慮し、必要に応じて発注番号を記載する

- ASN代替としての「納品明細書」であるため、卸売業に渡す。

Ⅲ. 検品レスの運用

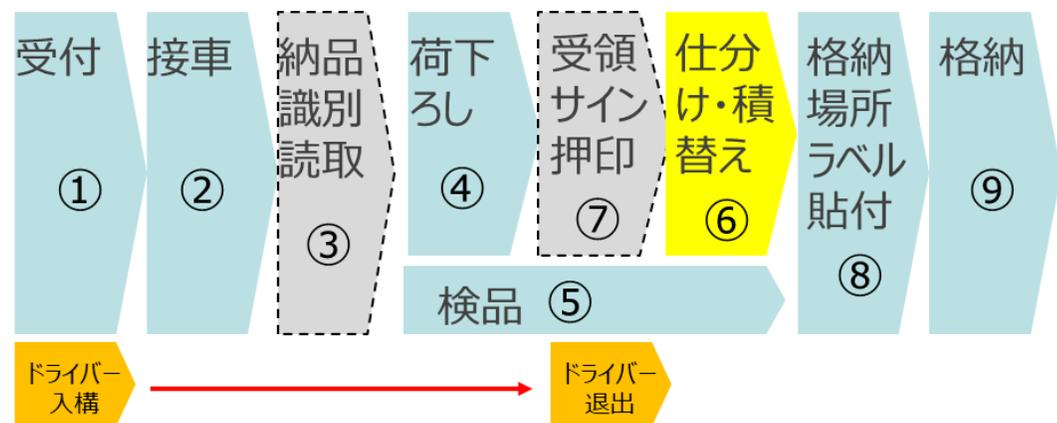
Ⅲ-1. 検品レスの業務標準モデル

検品レスの業務プロセスと商品受け渡し方法の考え方

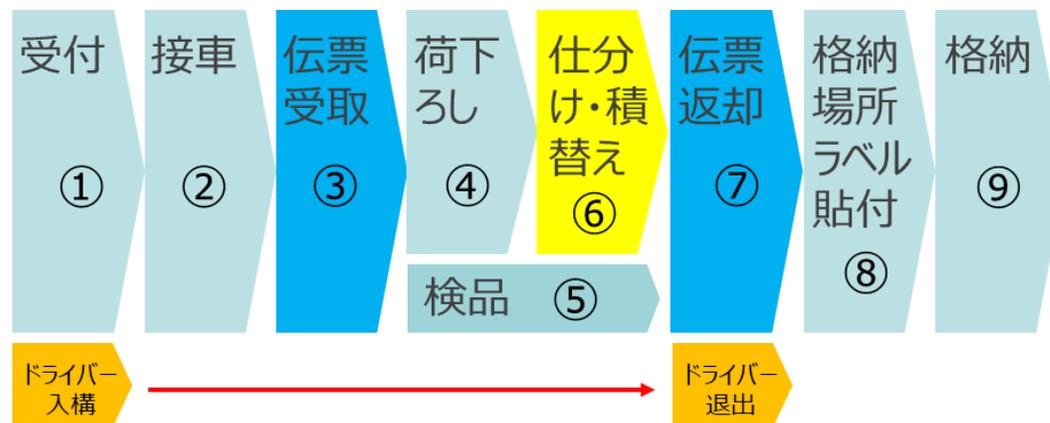
■ 検品レスの業務プロセス（標準モデル）

- 納品ドライバーが④荷下ろし作業の完了後に⑤検品、⑥仕分け・積替え作業の終了を待たずに⑦「配送指示書」に受領印を受けて退出する。

【納品時検品レスの標準業務フロー図】



※参考 現行の納品時業務フロー



■ 納品時の受け渡し方法の考え方

- 検品レス運用における標準的な商品受け渡しについては、「車上渡し」もしくは「軒先渡し」とし、「軒先渡し」における納品ドライバーの業務は納品先拠点の荷受けバース上への荷下ろしまでとする。
- 但し、納品方法については、個別取引条件に関わる場合があるため、まずメーカー・卸売業間において条件を明確化し、それに基づいてメーカー・物流事業者間で委託業務内容を確認する。

Ⅲ-2. 検品レス運用の前提条件 検品レス運用開始の前提となる納品精度

1. 納品精度の水準

- ・ メーカー・卸売業間で検品レスの運用を行うためには、原則として総納品件数に対して99.9%以上の精度を確保していることとする。（件数は日別届先別納品を1とする）

$$1 - \frac{\text{事故件数} \times 1}{\text{出荷総件数} \times 2}$$

①対象卸売業全拠点一斉に実施する場合の計算

※ 1 対象卸売業向け出荷における事故件数 ※ 2 同総出荷件数

②対象卸売業の納品拠点単位で開始する場合の計算

※ 1 対象納品拠点向け出荷における事故件数 ※ 2 同総出荷件数

2. 納品精度の検証

- ・ 上記の納品精度を検証するためには、一定期間（3ヶ月程度）の実績を評価し、評価結果をメーカー・卸売業間で相互に確認する。
- ・ 納品精度の水準が前項の水準を安定的に確保出来ていることを確認の上、メーカー・卸売業の合意に基づき検品レスの運用を開始する。

3. 共同配送拠点における納品精度の水準及び検証

- ・ 共同配送拠点における納品精度の水準は、納品拠点単位で進める場合（②）の計算方法に準拠し、共同配送各社全体として検証、卸売業との合意を経て運用を開始する。

Ⅲ-3. 出荷・納品時の確認事項と納品後の瑕疵対応

出荷・納品時の確認事項と担保すべき内容

- 出荷時におけるメーカー物流拠点担当者（倉庫担当者）と配送事業者（ドライバー）の確認事項、納品時における配送事業者（ドライバー）と卸売業物流拠点担当者（荷受け担当者）の確認事項及びそれぞれにおける担保すべき内容については、以下を基本とする。

【出荷時及び納品時の確認事項と担保内容】

確認項目		担保すべき内容			
		出荷時（メーカー物流拠点）		納品時（卸売業物流拠点）	
		確認者	倉庫担当者・ドライバー	確認者	ドライバー・荷受け担当者
数量		出庫指示書（ピッキングリスト等）の製品・数量と車両積込の製品・数量が一致していること		— ※検品レス（立会い省略）では相互確認をしない	
外観 （汚破損）	正パレット （1SKU削段PL含む）	パレット積み付け状態において視認可能な天面、側面に汚破損が無いこと		パレット積み付け状態において視認可能な天面、側面に汚破損が無いこと	
	ケース混載	混載パレットに積み付けられる各製品外装（ケース）に汚破損が無いこと		混載パレットに積み付けられる各製品外装（ケース）に汚破損が無いこと	

Ⅲ-3. 出荷・納品時の確認事項と納品後の瑕疵対応

納品後の瑕疵対応

- 納品後（ドライバー退出後）に発現した瑕疵に関する関係者（※）間の対応及び責任所在の決定については、以下を基本とする。※メーカー・卸売業間、メーカー・物流事業者（倉庫事業者・配送事業者）
- 但し、メーカー・卸売業間については、個別の取引条件等に関わる場合もあるため、その場合においては、各取引条件等に準拠するものとする。

【メーカー・卸売業間の対応】

瑕疵内容	瑕疵対応
数量差異 (商品違い含む)	<ul style="list-style-type: none"> 数量差異の申し出は原則納品後3日（営業日）以内とする。 発着拠点での棚卸など、双方で原因調査を行い、その結果に基づいて責任所在を決定する。
汚破損	<ul style="list-style-type: none"> 汚破損の申し出は原則納品後3日（営業日）以内とする。但し、発現の状況によっては別途協議とする。 現品確認等、双方で原因調査を踏まえ、責任所在については協議の上、決定する。

【メーカー・物流事業者（倉庫事業者・配送事業者）間の対応】 ※メーカー・卸売業間でメーカーの責となった場合

瑕疵内容	瑕疵対応	
	メーカー・倉庫事業者	メーカー・配送事業者
数量差異 (商品違い含む)	<ul style="list-style-type: none"> 出荷拠点での棚卸等、原因調査を行い、その結果に基づいて責任所在を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原因調査を行い、その結果に基づいて責任所在を決定する。
汚破損	<ul style="list-style-type: none"> 現品確認等の原因調査を行い、その調査の結果に基づいて責任所在を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現品確認等の原因調査を行い、その調査の結果に基づいて責任所在を決定する。 出庫・納品時の外観チェックで担保する内容については、原則として免責とし、配送事業者の責としない。

Ⅲ－４．物流品質の維持・向上取組み

- 納品瑕疵の責任所在の如何に関わらず、発生頻度、発生原因についてはメーカー・物流事業者の双方で評価・分析を行い、物流品質の維持・向上に努めるものとする。

＜参考＞ 納品瑕疵等、物流事項の納品物流事故分析の事例

- 出荷拠点別納品精度分析（月次）
 拠点別出荷件数、拠点別事故件数、事故区分別件数（※）
- 配送先別事故分析（年次、期）
 配送先別事故件数、配送先別事故区分件数（※）

※事故区分例：汚破損、数量過不足、商品違い、届け先違い、その他

本ガイドラインについて

- **本ガイドラインに関する問い合わせ先**

日用品サプライチェーン協議会事務局 公益財団法人流通経済研究所 河野淳、加藤弘貴

Mail :dn_scc@dei.or.jp Tel: 03-5213-4532

- **本ガイドラインの著作権について**

本ガイドラインの著作権は、日用品サプライチェーン協議会と株式会社プラネットが有する。